

第15回 琉球継承言語研究会
2024年3月23日（土）・琉球大学

言語権と「歴史的責任」の結節点 としての言語法政策

すぎもと あつぶみ

杉本 篤史（東京国際大学）

research.sugimoto@gmail.com

はじめに 本発表の構成

◆言語権の構造—国際人権法を前提に—

◆課題：日本における「権利」観・法の適正手続き・歴史的責任

※ 本発表は、JSPS科研費21K01133の研究成果の一部です。

※※ 本発表PPTは、後日Research mapで公開します。

※※※ 本発表は、2023年12月多言語社会研究会（愛知県立大学）での発表をもとにしています

基本的人権としての言語権の構造

◆言語権の概念は、国際人権法では基本的人権の一類型として認知されている(杉本2023)

→第1言語 LI(s) : First Language(s) に関する権利

→継承語 HL(s) : Heritage Language(s) に関する権利

→ある地域で広く使用されている言語 CSL : Commonly Spoken Language に関する権利



これらの言語権を保障するために必要な
国や自治体の具体的な責務 (保障政策の立案・実施義務)

基本的人権としての言語権の構造

◆障害者権利条約によるパラダイム転換(杉本2019)

→「言語」概念のパラダイム転換

⇒音声言語中心主義から視覚言語も含む概念へ(杉本2022: 113-114)

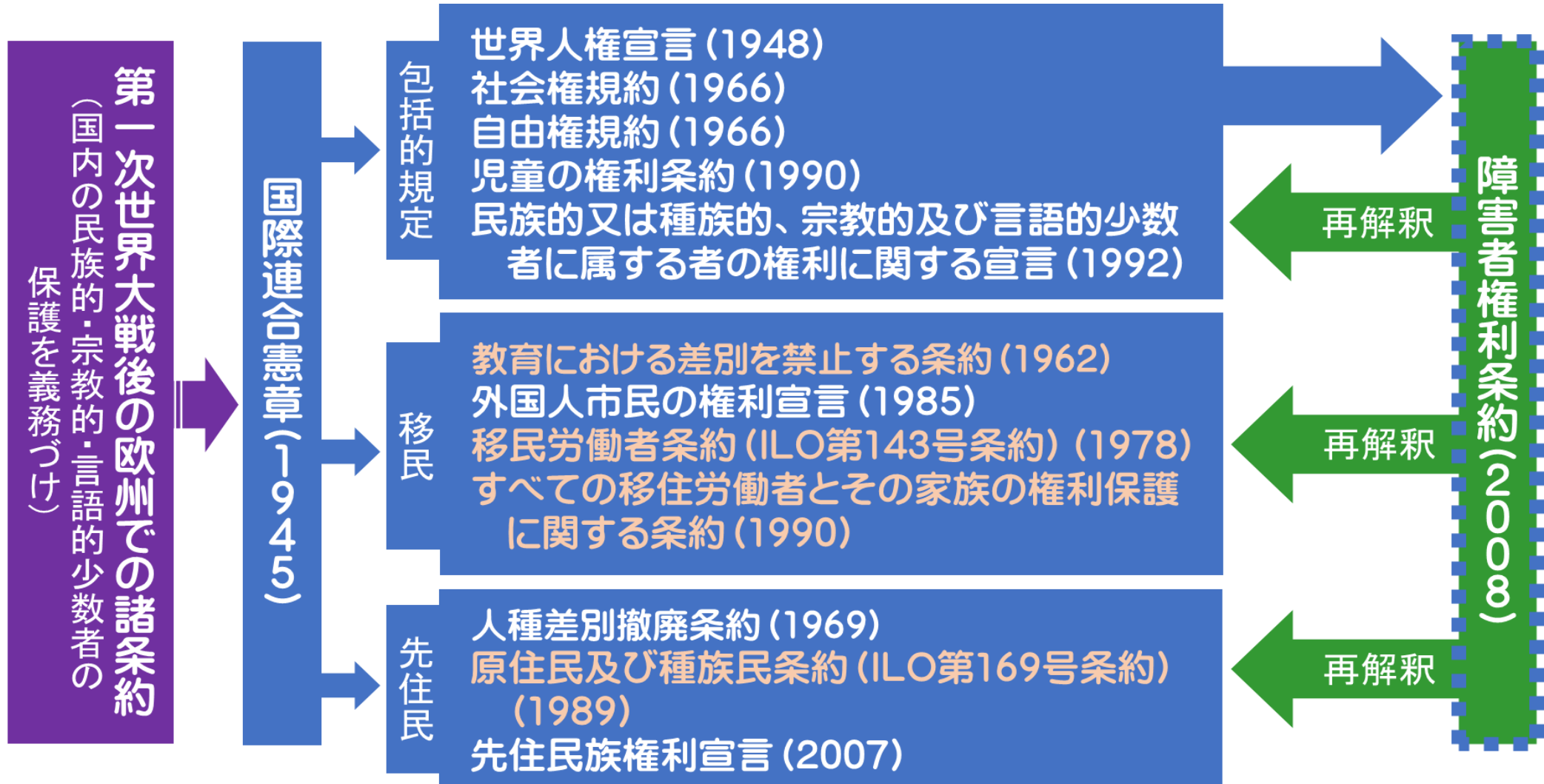
⇒言語とそれ以外のコミュニケーション手段との重ね合わせを重視
(情報保障請求権)

→国連の人権保障活動では、手話は言語権保障の対象として明確に扱われている(UN Human Rights Council 2020)

◆言語権の主体：ある特定の言語の「流暢な話者」像を前提にしていない

基本的人権としての言語権の構造

※この色の条約は日本は未加入



基本的人権としての言語権の構造

◆言語権には「個人的権利」の側面と「集団的権利」の側面がある

→個人的権利としての言語権

⇒中核はL1(s)に関する権利⇒L1(s)を剥奪されない権利

⇒L1(s)で公教育を受ける権利

⇒アイデンティティを確立する権利(人格権)⇒HLに関する権利

⇒家族や共同体内でコミュニケーションする権利

⇒L1(s)に関する権利

⇒HLに関する権利

⇒CSLに関する権利

基本的人権としての言語権の構造

→ 集团的権利としての言語権

⇒ 少数言語コミュニティが主体となる言語政策に関する自決権
(Autonomy) ⇒ 文法や語彙・正書法の整備

⇒ 教材開発・教育機関の運営・教員養成など

⇒ 公的・社会的利用環境の確保

⇒ マスメディアの運営

⇒ 国家や自治体の責務 ⇒ 自決権の承認と保障

⇒ 予算・人員・技術などの支援

⇒ 言語的多数派への啓発や差別禁止政策の実施

⇒ 言語的多数派への少数言語学習機会の提供

課題：日本における「権利」観・法の適正手続き・歴史的責任

- ◆日本法では言語権が国内法化 localize されていない
 - 言語権について政府の解釈が明示されたこともない
 - 言語権について、手話を除いて司法の場で争われたこともない
 - (憲)法学者の多数派も言語権について十分には認知していない
 - ⇒音声日本語話者が圧倒的多数派の中で問題が放置されている
- ◆言語権概念への認知がないまま言語(教育)法令が制定運用されている
 - 日本語教育推進法、アイヌ施策推進法、電話リレーサービス法など
- ◆言語学の知見に基づいた言語政策／言語教育政策の不在(杉本2022)

課題：日本における「権利」観・法の適正手続き・歴史的責任

◆日本社会に蔓延する「人権アレルギー」の問題

→公教育における人権教育⇒道徳論へのすり替え

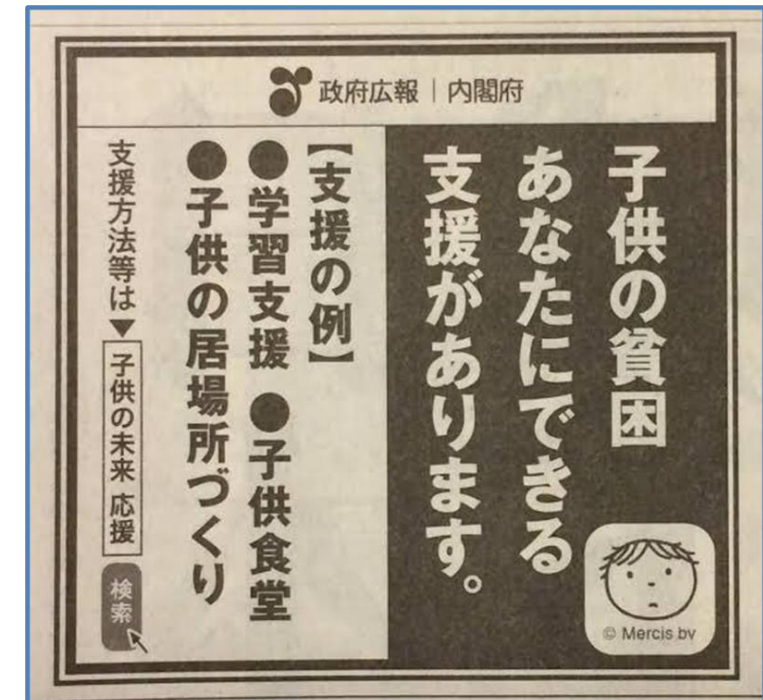
⇒人権保障に不可欠な「公権力の監視」という視点が存在しない

→マイノリティの権利主張に対する攻撃

⇒政治的対話が可能な市民 citizen の育成が
課題(名嶋2019)

⇒人権保障政策を民間の道徳的活動で代替させようとするネオリベリズムの問題

(糸数2019)



課題：日本における「権利」観・法の適正手続き・歴史的責任

◆法の適正手続き (Due Process of Law) が軽視される危険性

→マイノリティ言語の継承に関する法政策の手続き的正義の問題

⇒マイノリティ言語話者が主体となる施策設計・運用の確保

☞法令案の策定段階からのマイノリティ言語話者の参加が不可欠

☞誰がコミュニティの代表か？という問題 (近代的法概念の限界)

⇒施策の定期的なレビュー制度の必要性

☞国際機関や国内外の他のマイノリティ言語話者などを含む第三者性の確保

課題：日本における「権利」観・法の適正手続き・歴史的責任

◆ 「帝国主義によるマイノリティ言語化」との歴史的対話の必要性

- 公教育における内外植民地政策への反省と「歴史的責任」の不在
 - ⇒ 内国植民地政策によるアイヌ語や琉球諸語話者のマイノリティ化
 - ⇒ 朝鮮半島侵略の結果としての「外地籍」者と在日子孫の言語問題
 - ⇒ 旧態依然とした「障害の医療モデル」に基づく手話観
- 帝国主義的人間像・言語観という歴史的課題を共有できていない
 - ⇒ 近代国民国家化を振り返ることはマイノリティ政策の出発点
- ナショナリズム：日本憲法学が戦後忌避し続けてきた問題(栗田2020)

参考文献等

- 系数温子(2019)「沖縄貧困対策事業にみる支援の新自由主義的な性格とその支持によってもたらされているもの」沖縄社会学会(沖縄国際大学)口頭報告
- 栗田佳泰(2020)『リベラル・ナショナリズム憲法学 日本のナショナリズムと文化的少数者の権利』法律文化社
- 杉本篤史(2022)「第4章 言語権の視点からことばの教育を再考する」稲垣みどり・細川英雄・金泰明・杉本篤史編著『共生社会のためのことばの教育 自由・幸福・対話・市民性』明石書店, 110-140.
- 杉本篤史(2019)「日本の国内法制と言語権 ―国際法上の言語権概念を国内法へ受容するための条件と課題」『社会言語科学』22(1), 47-60.
- 名嶋義直編(2019)『民主的シティズンシップの育て方』ひつじ書房
- UN Human Rights Council (2020) Education, language and the human rights of minorities, Report of the Special Rapporteur on minority issues. <https://undocs.org/A/HRC/43/47> (最終閲覧日: 2024年3月21日)